

毎週火、金曜日発行（但休日、土曜日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇規則

鳥取県中小企業振興資金貸付規則の一部改正
鳥取県歯科技工士試験審議会規程の一部改正
鳥取県あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道
整復師試験委員会規程

◇告示

◇公告

土地改良事業認可
教育職員免許状の授与
建設業者の変更登録
建設業者の登録まつ消
森林害虫等が附着している皮付松材等の移動制限
小売販売業者甲の事業区域等
種畜証明書の返納
種畜証明書の書換交付
土地改良事業補助金交付規程の一部改正
准看護婦試験の実施
県立公共職業補導所補導生の募集
あん摩師、はり師、きゆう師試験の実施

規則

鳥取県中小企業振興資金貸付規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十二年三月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第八号

鳥取県中小企業振興資金貸付規則の一部を
改正する規則

鳥取県中小企業振興資金貸付規則（昭和三十一年十月鳥
取県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条見出中「その率」を「その限度」に改め、同条
中「貸付率」を「貸付限度」に、「当該資金の二分の一
以内」を「当該資金で知事がその設置に必要なと認めた資
金の二分の一以内」に改める。

第三条を次のように改める。

（貸付金の償還期間）

第三条 貸付金の償還期間は、貸付の日から五年とする。

ただし、特別の事由があると知事が認めるときは、二年以上五年以内で、知事が定める期間とする。貸付金は、貸付の日から一年間すえ置き、均等年賦または均等半年賦により償還するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分から適用する。

鳥取県歯科技工士試験審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年三月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第九号

鳥取県歯科技工士試験審議会規程の一部を改正する規則

鳥取県歯科技工士試験審議会規程（昭和三十一年八月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「鳥取県衛生部長」を「厚生労働部長」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員規程をここに公布する。

昭和三十三年三月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十号

鳥取県あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員規程

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十七号）に基きこの規則を定める。

（目的）

第一条 この規則は、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行令第十一条第三項の規定に基き、鳥取県あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験

委員（以下「試験委員」という。）の組織、委員の任期その他試験委員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第二条 試験委員は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 あん摩師、はり師、きゆう師試験委員 七人以内
- 二 柔道整復師試験委員 七人以内

（委員の任命および任期）

第三条 あん摩師、はり師、きゆう師試験委員は、あん摩師、はり師、きゆう師、医師および関係吏員のうちから、柔道整復師試験委員は、柔道整復師、医師および関係吏員のうちから、そのつど知事が任命する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 保健婦、助産婦、看護婦、あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師、理容師、毒劇物事業管理人試験及び医薬品販売業者認定試験規程（昭和二十三年三月序

訓第五号）は、廃止する。

告 示

鳥取県告示第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する第十条第一項の規定により、八頭郡用瀬町の行う土地改良事業について、昭和三十三年二月十六日認可した。

昭和三十三年三月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第九十八号

次の者に対し昭和三十三年三月二日教育職員免許状を授与した。

昭和三十三年三月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

免許状の種類

番 号

氏 名

本 籍 地

中学校教諭二級普通免許状

昭三一中二普第一号

宮本末美

鳥取市長柄

"

"

第二号

池野田忠治

" 上砂見

"

"

第三号

三崎英夫

" 賀露町

"

"

第四号

山根 巖

気高郡気高町

"

"

第五号

平井 司

鳥取市瓦町

"

"

第六号

上村 益夫

岩美郡岩美町

"

"

第七号

山本 優

八頭郡用瀬町

"

"

第八号

山根 正

" 若桜町

"

"

第九号

杉内 明

"

"

"

第一〇号

山田 充

鳥取市大畑

"

"

第一一号

田中 安喜雄

岩美郡岩美町

"

"

第一二号

鍋浜 保彦

気高郡鹿野町

"

"

第一三号

大田 稔

" 青谷町

"

"

第一四号

片垣 謙一

岩美郡岩美町

"

"

第一五号

藤井 昭

東伯郡泊村

"

"

第一六号

西村 友栄

兵庫郡美方郡熊次村

"

"

第一七号

小谷 繁治

気高郡気高町

鳥取県告示第九十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年二月二十一日変更登録した。

昭和三十三年三月八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
（に）第三七号

昭三〇、一〇、一九

八頭土木建築（有）

八頭郡郡家町大字郡家

（新）山野 徳造
（旧）山野 豊美

鳥取県告示第百号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年三月八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

登録番号

登録年月日

名 称

所 在 地

申請者氏名

登録まつ消年月日

鳥取県知事登録
（に）第四〇七号

昭三一、一、一三

常 盤 建 設

鳥取市卯垣一五三

広田 敏男

昭三二、二五

100

茂

米子市	米子市第一	旧米子市および米子市の諏訪、福市、八幡、彦名町、大崎、葭津、大篠津	三〇〇
〃	第四	旧倉田村	四〇〇
〃	第五	旧神戸村	四〇〇
〃	第六	旧大和村	一五〇
〃	第七	旧美穗村	四〇〇
〃	第八	旧大正村	四〇〇
〃	第九	旧東郷村	二〇〇
〃	第十	旧明治村	四〇〇
〃	第十一	旧豊実村	二〇〇
〃	第十二	旧松保村	二〇〇
〃	第十三	旧千代水村	二五〇
〃	第十四	旧鳥取市賀露町	四〇〇
〃	第十五	旧湖山村	四〇〇
〃	第十六	旧吉岡村	四〇〇
〃	第十七	旧大郷村	二〇〇
〃	第十八	旧末恒村	四〇〇

旧米子市および米子市の諏訪、福市、八幡、彦名町、大崎、葭津、大篠津町、和田町、富益町、夜見町、蚊屋、今在家、能覚、浦津、二本木（一部を除く）吉岡、石井、奥谷、美吉、宗像、日原、橋本、奈喜良、吉谷、古

市、新山	米子市上安曇、下安曇、別所、榎原、青木、兼久、大袋	二〇〇
倉吉市	倉吉市の区域	二五〇
境港市	境港市の区域	三〇〇
〃	旧上道村	三〇〇
〃	旧余子村	三〇〇
〃	旧中浜村	三〇〇
〃	旧渡村	三〇〇
〃	旧外江町	三〇〇
国府町	旧宇倍野村（奥谷の一部を除く）の区域	三〇〇
〃	旧大成村の区域	三〇〇
津ノ井村	津ノ井村	三〇〇
福部村	福部村	三〇〇
岩美町	旧蒲生村	二五〇
〃	旧岩井町	三〇〇
〃	旧本庄村	一三〇
〃	旧小田村	一五〇

郡家町	郡家町第一	旧郡家町	三〇〇
〃	〃	旧大岩村	三〇〇
〃	〃	旧網代村	三〇〇
〃	〃	旧田後村	三〇〇
〃	〃	旧東村	三〇〇
〃	〃	旧大御門村	一五〇
船岡町	船岡町第一	旧船岡町	三〇〇
〃	〃	旧大伊村	二〇〇
〃	〃	旧隼村	二〇〇
河原町	河原町第一	旧八上村	一五〇
〃	〃	旧西郷村	三〇〇
〃	〃	旧河原町	三〇〇
〃	〃	旧散岐村	三〇〇
〃	〃	旧国英村	一三〇
八頭村	八頭村	八頭村	三五〇

由良町	由良町	由良町	三〇〇
"	"	"	一五〇
大栄町	大栄町第一	旧大誠村	二〇〇
"	"	旧下北条村	二〇〇
北条町	北条町第一	旧中北条村	一五〇
関金町	関金町	関金町	二〇〇
三朝町	三朝町	三朝町	二〇〇
東郷町	東郷町	東郷町	二〇〇
泊村	泊村	泊村	二七〇
羽合町	羽合町	羽合町	二〇〇
"	"	旧日置村	三〇〇
"	"	旧勝部村	三〇〇
"	"	旧中郷村	九〇
"	"	旧日置谷村	一五〇
青谷町	青谷町第一	旧青谷町	三〇〇
"	"	旧浜村町	三〇〇
"	"	旧逢坂村	一〇〇
"	"	旧瑞穂村	九〇

丹比村	丹比村	丹比村	三〇〇
若桜町	若桜町第一	旧若桜町	三〇〇
"	"	旧池田村	三〇〇
上私都村	上私都村	上私都村	三二〇
中私都村	中私都村	中私都村	一五〇
用瀬町	用瀬町	用瀬町	三〇〇
佐治村	佐治村	佐治村	三〇〇
智頭町	智頭町第一	智頭、南方、市瀬、本折、中島、久志谷三田、山根、岩神の区域	三〇〇
"	"	篠坂、毛谷、郷原、西野、大呂、芦津、八河谷の区域	三〇〇
"	"	慶所、三吉、埴師、木原、横田、穂見の区域	一三〇
"	"	宇塚、奥本、大背、野原、大屋、真鹿野、早瀬の区域	三〇〇
"	"	中田、坂原、惣地、新見、口波多、波多、口宇波、宇波の区域	一五〇
"	"	旧山郷村の区域	三〇〇
鹿野町	鹿野町第一	旧鹿野町	三〇〇
"	"	旧勝谷村	九〇
"	"	旧小鷺河村	三〇〇
気高町	気高町第一	旧宝木村	三〇〇
"	"	旧酒津村	三〇〇

東伯町	東伯町第一	旧浦安町、旧八橋町、旧下郷村（旧上郷村倉坂を含む）の区域	三〇〇
"	第二	旧上郷村（倉坂を除く）の区域	九〇
"	第三	旧古布庄村の区域	九〇
赤碕町	赤碕町	赤碕町	三〇〇
中山村	中山村	中山村	二〇〇
西伯町	西伯町第一	旧天津村	八〇
"	第二	旧大田村	一五〇
"	第三	旧法勝寺村	二八〇
"	第四	旧上長田村	五〇
"	第五	旧東長田村	三〇
会見町	会見町第一	旧賀野村	六〇
"	第二	旧手間村	一〇〇
岸本町	岸本町第一	旧幡郷村	一三〇
"	第二	旧大幡村	三〇〇
"	第三	旧八郷村	九〇
伯仙町	伯仙町第一	旧県村	二五〇
"	第二	旧大高村	三〇〇
日吉津村	日吉津村	日吉津村（米子市二本木の一部を含む）の区域	三〇〇

淀江町	淀江町第一	旧大和村の区域	九〇
"	第二	旧淀江町	三〇〇
"	第三	旧宇田川村	九〇
大山町	大山町第一	旧大山村（逢坂村松河原の一部および名和町神田の一部を含む）の区域	三〇〇
"	第二	旧高麗村の区域	二三〇
"	第三	旧所子村	一三〇
名和町	名和町	名和町（神田の一部を除く）の区域	一二〇
逢坂村	逢坂村	逢坂村（松河原の一部を除く）の区域	三〇〇
溝口町	溝口町第一	旧溝口町の区域	三〇〇
"	第二	旧二部村	一五〇
"	第三	旧日光村	三〇
江府町	江府町第一	旧神奈川村	一五〇
"	第二	旧江尾 日光（江府町）米沢の区域	三〇〇
根雨町	根雨町	根雨町の区域	三〇〇
黒坂畑	黒坂畑	黒坂畑	三〇〇
伯南町	伯南町第一	旧日野上村	三〇〇
"	第二	旧山上村	一五〇
高宮村	高宮村第一	旧阿毘縁村	八〇

" " 第二 旧大宮村"
 多里村 多里村
 福栄村 福栄村
 石見村 石見村
 石見村 石見村

一五〇
 三〇〇
 一五〇
 三〇〇

鳥取県告示第百三十三号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和三十二年三月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号	名号	種類	申請理由	飼養者住所氏名
昭三一鳥地第七号	花清	黒毛和種	琉球政府に売却	鳥取県東伯郡東伯町 上口 遼清
" 第十八号	入富	"	"	三朝町 米広 豊
" 第二十一号	油本	"	"	東伯町 上口 武義

鳥取県告示第百四十四号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十二年三月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百五十五号

土地改良事業補助金交付規程（昭和二十七年八月鳥取県告示第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

昭和三十二年三月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第二条に第九号として次の一号を加える。
 九 前各号に掲げる事業の全体設計
 第三条第三項に第九号として次の一号を加える。
 九 前各号に掲げる事業の全体設計 五割以内
 第四条第一項に第一号として次の一号を加える。

第一号様式の二

昭和 年度 事業全体設計事業の内容及び経費の配分

種畜証明書番号	名号	種類	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三一鳥地第二十二号	入垣	黒毛和種	鳥取県東伯郡赤碕町 高力 稔二	鳥取県倉吉市中河原 中垣寛次郎

一 事業の内容及び経費の配分（第一号様式の二）
 同条同項第一号を次のように改め、第二号を第三号とし、第三号を第四号とする。
 二 事業計画書（第二号様式又は第二号様式の二もしくは第二号様式の三）
 第六条中「（第四号様式又は第四号様式の二）」を「（第四号様式又は第四号様式の二もしくは第四号様式の三）」に改める。
 第一号様式の次に次の様式を加える。

第二号様式の二の次に次の様式を加える。
第二号様式の三

昭和 年度 事業全体設計事業計画書

地区名	施行主体別	設計量 (面積又は延長)	設計費	内訳				附記
				同	左	内	訳	
				県	市	町	村	土地改良区その他

第四号様式の二の次に次の様式を加える。

第四号様式の三

昭和 年度 事業全体設計事業成績書

地区名	施行主体別	計 画			出 来			比 較	増 減	附 記
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費			

第五号様式中「昭和 年度収支決算書(区画整理確定測量の場合は第三表以下を除く)」を「昭和 年度収支決算書(区画整理確定測量及び全体設計の場合は第三表以下を除く)」に改める。

附 則

この規程は、昭和三十一年度分の補助金から適用する。

公 告

保健婦、助産婦、看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により准看護婦試験を次のとおり行う。

昭和三十三年三月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験場所

学説 鳥取市東町 鳥取県立西高等学校第一校舎

実地 鳥取市吉方二六五 県立中央病院

二 試験日時

昭和三十三年三月二十四日(学説)午前九時から
昭和三十三年三月二十五日(実地)午前九時から

三 試験科目

解剖生理

細菌及び消毒法

個人衛生

食餌療法

薬理概論

一般看護法(理論及び実地)

看護史及び看護倫理

看護の原理及び実地

内科疾患及び看護法

外科疾患及び看護法

小児科及び看護法

産婦人科疾患及び看護法

眼科、歯科及び耳鼻いんこう科疾患

皮膚泌尿器科疾患

理学療法

四 受験資格

- 1 文部大臣の指定した学校において二年間看護に関する学科を修めた者（試験当日までに二年修業見込の者を含む。）
- 2 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した看護婦養成所を卒業した者（試験当日までに卒業見込の者を含む。）
- 3 文部大臣の指定した学校において三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（試験当日までに三年以上修業見込の者を含む。）
- 4 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（試験当日までに卒業見込の者を含む。）
- 5 外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者で厚生大臣が3、4、に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者。
- 6 外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者のうち5に該当しない者で厚生大臣の定める基準に従い知事が適当と認めた者。

7 昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト

社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内にあつて、昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げた者で当該地において保健婦、助産婦、看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を行つていたものうち看護婦試験受験の当日において満十七年以上の者であつて満洲、中国本土等の地域内において引き続き三年以上いわゆる看護の業務に従事しておりかつ保健婦、助産婦、看護婦法第二十三条に規定する准看護婦試験の受験資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者であると知事が認めた者。

五 試験の方法

学説試験及び実地試験とする。

六 受験願書の提出期限

昭和三十三年三月二十日までとし期限経過後の願書は受理しない。ただし郵送の場合は三月二十日附の消印のあるものは受理する。

七 受験願書の提出先

鳥取市東町鳥取県厚生労働部衛生課

八 受験手数料

受験手数料として四百円に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはつて納付すること。ただし県外から受験しようとするときは現金又は普通為替で送付すること。既納の手数料は返還しない。

九 提出書類

- 1 受験願書（別記様式一）
- 2 履歴書（別記様式二）
- 3 写真（手札型とし出願前六箇月以内に正面で撮影したものでその裏面には撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- 4 (イ) 四の123又は4に該当する者は修業証明書（修業見込証明書）又は卒業証明書。（卒業見込証明書）
- (ロ) 四の5に該当する者は外国の看護婦学校修業証明書もしくは卒業証明書又は外国の看護婦学校を

卒業し又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面に厚生大臣が受験資格があると認めた書類の写。

(イ) 四の6に該当する者は外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面。

5 四の7に該当する者は次に掲げる証明書を添付すること。

(イ) 被証明者の上司であつて責任ある地位についていた者、たとえば政府顧問、軍顧問、病院長、副院長、科主任、総婦長等の証明書又は被証明者が業務に従事していた病院又は診療所の所在する地区における政府又は軍の医療関係機関において右と同様な地位にあつた者で被証明者との関係が明らかである者の証明書。

(ロ) 保健婦、助産婦、看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を引き続き三年以上行つていたことを確実に証明する書類。

県立公共職業補導所補導生を次の要綱により募集する。

昭和三十三年三月八日

昭和三十三年度上期県立公共職業補導所補導生募集要綱

一 科別募集補導生数

公共職業補導所名	補導科目	補導期間	募集補導生数	所在地
鳥 取	機械科 自動車整備科 木工科 男子服科	一箇年	(旋盤) 四五 二〇 三〇 二〇	鳥取市富安
米 子	建築科 木工科 自動車整備科 洋裁科 経理事務科	一箇年	三〇 三〇 三〇 三〇 三〇	米子市博労町

鳥取公共職業安定所長
米子公共職業安定所長
倉吉公共職業安定所長

(ハ) 証明書は信頼すると認められる者の証明書でありかつ証明の内容が証明者の確実に証明できる範囲のものであること。

6 戸籍抄本

十 受験票の交付

受験票は直接受験者に郵送して交付する。

様式一

准看護婦試験受験願

本籍 住所 氏(ふりがな) 年月日生名

昭和 年 月 日 施行の准看護婦試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

昭和 年 月 日 右氏 名 印

鳥取県知事 殿

「備考」用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

様式二

履 歴 書

本籍 住所 氏(ふりがな) 年月日生名

学歴 職歴 賞罰

右のとおり相違ありません。

昭和 年 月 日 右氏 名 印

「備考」用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

二 選考日時等

倉 吉	建 築 科	木 工 科	(夜間) 經理事務科	三〇	倉吉市駄經寺
	一箱年	〃	〃	三〇	
		〃	〃	三〇	
		〃	〃	三〇	

公共職業 補導所名	補導科目	第一次選考		第二次選考		入所決定發 表	願書締切日
		選考場	實施月日	選考場	實施月日		
鳥取	機械科 自動車整備科 木工科 男子服科	鳥取安定所	三月十八日	鳥取補導所	三月二十二日	三月二十五日	三月十七日
			三月十九日		三月二十二日		
			三月二十日		三月二十三日		
			三月二十一日				
米子	建築科 木工科 自動車整備科 洋裁科 經理事務科	米子補導所	三月十九日	米子補導所	三月二十三日	三月二十六日	三月十七日
			三月二十日		三月二十二日		
			三月二十日		三月二十二日		
			三月二十日		三月二十二日		
			三月二十日		三月二十二日		
			三月二十日		三月二十二日		

三 選考方法

1 第一次選考

国語、数学および社会について補導生として必要な学力の筆記試験を行う。

2 第二次選考

第一次選考の合格者について補導生として必要な諸事項の簡単な口頭試問および人物考査を行う。

四 応募資格

1 義務教育を終了した者。

2 身体強健であつて志操堅固な者。

五 応募手続

入所願書をも寄の公共職業安定所に提出のこと。

（本春学校卒業者は個性調査表を添付のこと）

六 入所予定期日

四月中旬

七
処
遇

授業料不要、補導用器具無料貸与

通學運賃割引適用

失業保険金受給資格の存続

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和十二年法律第二百十七号）第二条第一項の規定により、あん摩師、はり師、きゆう師試験を次のとおり行う。

昭和三十一年三月八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験場所
鳥取保健所（鳥取市二階町四丁目）

二 試験日時

昭和三十三年三月二十二日（学科試験）午前九時開始
昭和三十三年三月二十三日（実地試験）午前十時開始

三 試験科目

1 あん摩師試験の科目

学科試験

解剖学

生理学

病理学衛生学（消毒法を含む。）

症候概論

治療一般

あん摩理論

医事法規

実地試験

あん摩実技

2 はり師試験の科目
学科試験

解剖学

生理学

病理学

衛生学（消毒法を含む。）

症候概論

治療一般

漢方概論（経穴を含む。）

はり理論

医事法規

実地試験

はり実技

3 きゆう師試験の科目

学科試験

解剖学

生理学

病理学

衛生学（消毒法を含む。）

症候概論

治療一般

漢方概論（経穴を含む。）

きゆう理論

医事法規

実地試験

きゆう実技

4 試験科目の免除

イ はり師試験ときゆう師試験を同時に受けようとする者は、第三号書式により共通科目の免除願を提出すること。

ロ はり師試験又はきゆう師試験合格者であつて、あん摩師試験を受けようとする者、はり師試験合格者であつてきゆう師試験を受けようとする者、きゆう師試験合格者であつてはり師試験を受けようとする者は、第四号書式により既に受験した科目の免除願を提出すること。（この場合、その試

験の合格証書の写の添付を要する。）

四 受験資格

1 文部大臣の認定した学校もしくは厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者、またはこれらの学校、養成施設において、それぞれあん摩師、はり師、きゆう師となるために必要な課程を修了した者。

2 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十九条第一項の規定による届出をした者。

五 試験方法

試験は学科試験及び実地試験とする。

学科試験は筆記又は点字をもつて行う。

六 受験願書の提出期間

三月八日から三月十九日まで

七 受験願書の提出先

鳥取県厚生労働部衛生課（鳥取市東町）

八 受験手数料

鳥取県収入証紙五百円を願書上部余白にはること。
他府県居住者は現金または普通為替で納付してもよい。

九 提出書類

- 1 受験願書(第一号書式)
 - 2 履歴書(第二号書式)
 - 3 四に該当することの証明書
 - 4 戸籍抄本または戸籍謄本
 - 5 写真(手札型とし、出願前六箇月以内に脱帽で撮影したもので、裏面に印刷した試験の種類、撮影年月日、氏名、年令を記載すること。)
- 十 受験票の交付
- 受験願書を受付けたときは受験票を交付する。

第一号書式

あん摩師(はり師、きゆう師)試験願

本籍

住所

氏

年 月 日生

あん摩師(はり師、きゆう師)試験を受けたので履

履歴書その他証明書及び写真を添えてお願いします。

鳥取県知事 殿

年 月 日 氏

名 印

第二号書式

履歴書

本籍 住所

氏

年 月 日生

学歴

職歴

賞罰

右のとおり相違ありません。

年 月 日 氏

名 印

第三号書式

学科試験受験科目免除願

本籍

住所

氏

年 月 日生

はり師試験及びきゆう師試験を同時に受けたいので、
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第十九条の規定により、学科試験中共通なものについて、その一方の試験を免除されるようお願いします。

年 月 日 氏

名 印

鳥取県知事 殿

第四号書式

学科試験受験科目免除願

本籍

住所

氏

年 月 日生

昭和 年 月何都道府県において施行されたはり師試験(きゆう師試験)に合格しているが、きゆう師試験(はり師試験、あん摩師試験)を受けたいので、
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十条の規定により、受験済科目の試験を免除されるようはり師試験(きゆう師試験)合格証書を添えてお願いします。

年 月 日 氏

名 印

鳥取県知事 殿